

6月中旬、茂原市観光資源である
服部農園（あじさい屋敷）にて
希少な赤色をはじめとするさまざまな色の
アジサイが咲き誇りました。

風しん予防接種費用の助成について

市では、妊婦への感染を防止する観点から、風しん予防接種費用の一部助成事業を令和9年3月31日まで実施します。

◆対象者

接種日に市内に住民登録があり、千葉県風しん抗体検査または妊婦健康診査で風しん抗体価が低いとされた方

※抗体価とは、感染予防に必要な免疫があるかを示すもので、県風しん抗体検査ではH-I法で32倍以上、E-I A（-lgG）法で8.0以上が十分な量とされています。

◆助成額

- ・麻しん風しん混合ワクチン 5千円
- ・風しんワクチン 3千円

◆期間

4月1日～

令和9年3月31日
※期間内に予防接種・助成金の申請をする必要があります。

千葉県風しん抗体検査（無料）の対象者

次の要件を全て満たす方

- ①県内市町村に居住地を有している方
- ②次のいずれかに該当する方
 - ・妊娠を希望する女性
 - ・妊娠を希望する女性の同居者
 - ・風しんの抗体価が低い妊婦の同居者
- ③過去に風しん抗体検査（妊婦健康診査も含む）を受けた結果、十分な量の風しんの抗体価（H-I法で32倍以上、E-I A（-lgG）法で8.0以上）を確認できていない方
- ④過去に検査による風しんの確定診断をうけていない方



千葉県
風しん
抗体検査

◆申請の手順

- ①千葉県風しん抗体検査または妊婦健康診査における風しん抗体検査を受ける
- ②抗体価が低い場合、抗体検査結果および母子健康手帳（妊婦健康診査の方のみ）を持参し、健康管理課にて予診票をもらう
- ③予防接種の予約をし、接種する
- ④助成金の申請をする



申請・問合せ

健康管理課（2階）

☎(20)1574 FAX(20)1600

食中毒に注意してください！

県では、夏期における食中毒発生防止のため、6月1日～9月30日までの期間、「食中毒注意報」を発令しています。

気温が高くなるこの季節は、細菌の活動が活発になり、細菌を原因とする食中毒が多く発生します。食中毒は、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発生します。食中毒予防の3原則を守り、食中毒を防ぎましょう。

さらに、食中毒が多発しやすい気象条件になると「食中毒警報」が発令される場合があります。食中毒から身を守るために、厚生労働省や農林水産省のウェブページには家庭でできる食中毒予防について掲載しています。

詳しくは、健康管理課ウェブページをご覧ください。

つけない

- ・手洗い
- ・器具の洗浄、消毒

増やさない

- ・適切な温度での保管
- ・調理後は速やかに食べる

食中毒予防の3原則

やっつける

- ・加熱殺菌



▲健康管理課
ウェブページ

問合せ 健康管理課（2階）

☎(20)1574 FAX(20)1600

市長のあつあつ情報

No.21

市民の暮らしを応援し、

地域を元気に！

中東情勢の影響などにより物価高騰が長引いており、市民の皆さまは大変な思いをされていることと思います。

本市では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市民生活に欠かせない水道料金について、県が行う減免に本市が独自に上乗せする形で、7月から12月までの半年間、1世帯当たり約9千円（基本料金部分）の減免を実施いたします。

<水道料金減免の概要>

対象者：上水用途が家事用水道をご利用の方

減免金額：8,976円（6カ月分）

【1カ月当たりの基本料金1,496円（税込）】

対象期間：令和8年6月～11月検針分
（7月～12月の請求額から減免）

また、子育て世代の負担軽減を図るため、国が開始する公立小学校を対象とした学校給食費の抜本的負担軽減にあわせ、本市独自に令和8年度の公立中学校および保育所・幼稚園の給食費無償化にも取り組んでおります。

さらに、今年度、「電子地域通貨」のシステムを導入し、地域経済の活性化と利便性の向上を図るため、「デジタル版プレミアム付商品券事業」を実施します。これは、スマートフォンアプリ、または各世帯に配布する専用カードでチャージ（購入）していただく、30%のプレミアムが付与される仕組みです。（先着順ではなく事前申込制とし、発行予定額を超えた場合は抽選とする予定です。）

皆さまに愛着を持ってご利用いただけるよう、たくさん応募いただいた作品の中から愛称を「モバリんPay」に決定したところであり、10月



茂原市長 いちはら あつし 淳

今月の1枚



▲「茂原シリーズ2026」を観戦

中旬の利用開始を目指し準備を進めております。皆さまには今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

話は変わりますが、本年も「茂原七夕まつり」の季節が近づいてまいりました。今年は、7月24日（金）・25日（土）・26日（日）の3日間にわたり、暑さを考慮して、14時から21時までの時間帯で開催いたします。本市の観光大使 小倉優子さんと相川友希さんが、初日のオープニングイベントに登場する予定です。皆様ご期待ください。

電子地域通貨の愛称が「モバリんPay」に決定！

市内限定で利用できる電子地域通貨を市民や事業者の皆さまに愛着を持っていただけるような愛称を募集し、多くの応募の中から「モバリんPay」が選ばれました。

8月以降、「モバリんPay」専用カードを各世帯に配布する予定です。

「モバリんPay」の加盟店募集

加盟店になると、10月に実施予定のデジタル版プレミアム付商品券事業の対象店舗になることができます。市内店舗の皆さまにおいては、この機会に加盟店申請をご検討ください。

加盟店
募集中



▲モバリんPay専用カード（イメージ）

◆加盟店募集第1次締切日 7月15日（水） ※以降も随時受付します。



▲電子地域通貨について

問合せ 企画政策課（4階） ☎（20）1516 FAX（20）1602

ご存じですか？各種認定証

国民健康保険

次の認定証を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担額および入院時の食事療養費が一定額に抑えられます。

【限度額適用認定証】

医療費の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

※認定証のない方は、医療機関での支払額が自己負担限度額を超過した場合、高額療養費が支給されます。該当する方には申請案内を送付しますので、領収書の保管をお願いします。

【標準負担額減額認定証】

入院時に医療機関に提示すると、食事療養費の窓口負担額が軽減されます。

◆交付申請に必要なもの

- ・資格確認書等
- ・入院日数の分かる病院の領収書（過去12カ月間で、表①の区分オまたは、表②の住民税非課税の区分Ⅱの期間での入院日数が91日以上のもの）

なお、すでに交付され、8月以降も認定証が必要な方は、再度申請してください。

◆認定証の有効期限

令和9年7月31日
※70歳を迎える方、後期高齢者医療制度に移行する方を除く。

◆マイナ保険証のご利用を

国民健康保険税の未納がない方（70歳以上は、所得区分が確認できる方）は、マイナ保険証を利用することで、事前の手続きなく限度額を超える支払いが免除されます。限度額認定証の事前申請は不要です。

後期高齢者医療

マイナ保険証または限度区分が記載された資格確認書を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担額および入院時の食事療養費を一定額に抑えられます。資格確認書へ限度区分の記載を希望する方は、資格確認書をお持ちのうえ、申請してください。

◆入院時食事療養費の手続

表②の住民税非課税の区分Ⅱの期間での入院日数が過去12カ月で91日以上になった方は、申請により、入院時の食事療養費を一定額に抑えられます。入院日数の分かる領収書をお持ちください。

※現在の資格確認書に限度区分が記載されている方で、85歳以上の方、または84歳以下でマイナ保険証を普段から使用していない方は、申請によらず限度区分を記載した資格確認書（有効期限 令和9年7月31日）が送付されます。

表① 70歳未満の国民健康保険加入者

区分		医療費の自己負担限度額（月額）	年間上限*1	対象者	
				限度額適用認定証*3	標準負担額減額認定証
ア	年間所得 901万円超	270,300円＋（医療費の総額－901,000円）×1％ ＊【4回目以降140,100円】	1,680,000円	○	
イ	年間所得 600万円超901万円以下	179,100円＋（医療費の総額－597,000円）×1％ ＊【4回目以降93,000円】	1,110,000円	○	
ウ	年間所得 210万円超600万円以下	85,800円＋（医療費の総額－286,000円）×1％ ＊【4回目以降44,400円】	530,000円	○	
エ	年間所得 210万円以下	61,500円 ＊【4回目以降44,400円】	530,000円*2	○	
オ	住民税非課税	36,900円 ＊【4回目以降24,600円】	290,000円	○	○

年間所得＝総所得金額等－基礎控除43万円（合計所得が2,400万円を超えると段階的に減少します）

＊過去12カ月（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

※1 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用

※2 年間所得が約200万円までの区分に該当する方は、41万円を適用し令和9年8月以降に償還払い

※3 保険税の未納が無い世帯に限る

表② 70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者

区分			医療費の自己負担限度額（月額）		年間上限	限度額適用認定証	標準負担額減額認定証
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）			
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	270,300円＋（医療費の総額－901,000円）×1％ ＊【4回目以降140,100円】	61,500円 ＊【4回目以降44,400円】	1,680,000円		
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	179,100円＋（医療費の総額－597,000円）×1％ ＊【4回目以降93,000円】	25,700円 ＊【4回目以降24,600円】	1,110,000円	○	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	85,800円＋（医療費の総額－286,000円）×1％ ＊【4回目以降44,400円】	15,700円	530,000円	○	
一般		課税所得 145万円未満	22,000円	61,500円 ＊【4回目以降44,400円】	外来：216,000円 外来＋入院*6 530,000円		
住民税非課税		区分Ⅱ*5	11,000円	25,700円 ＊【4回目以降24,600円】	外来：96,000円 外来＋入院 290,000円	○	○
		区分Ⅰ*4	8,000円	15,700円	180,000円	○	○

課税所得690万円以上の方および一般区分の方は、限度額適用認定証なしで自己負担限度額までの窓口負担となります。

＊過去12カ月（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

※4 国民健康保険の加入者全員と世帯主（後期高齢者医療制度の場合は世帯全員）が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除（公的年金は控除額806,700円。給与所得者の場合は、給与所得控除に加え10万円を控除）を差し引いたときに0円となる方

※5 国民健康保険の加入者全員と世帯主（後期高齢者医療制度の場合は世帯全員）が住民税非課税で、「区分Ⅰ」以外の方

※6 年間所得が約200万円までの区分に該当する方は、41万円を適用し令和9年8月以降に償還払い

問合せ 国保年金課（2階） ☎ (20)1503 FAX (20)1600

国民健康保険税の納税通知書・

決定通知書を7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる、国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

通知書の内容を必ずご確認ください

納付書または口座振替により納付する方には、納税通知書と決定通知書を送付します。すでに年金天引きで納付している方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

保険税の税率等について

令和8年度の保険税の税率等は表①のとおりです。今年度より、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が加算されます。



表① 令和8年度の保険税の税率等

国保税は①～⑨の合計額で算出	全加入者		40歳～64歳の方	18歳以上	18歳未満
	基礎分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援納付金分	
所得割※1	① 7.6%	④ 2.8%	⑥ 2.3%	⑧ 0.28%	
均等割(一人当たり)※2	②21,200円	⑤10,600円	⑦15,500円	⑨1,831円	なし※3
平等割(一世帯当たり)	③21,000円	なし	なし	なし	
課税限度額	67万円	26万円	17万円	3万円	

※1 所得割は、前年中の合計所得金額から基礎控除額43万円を差し引いた額に、各税率をかけて算出します。(合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額は段階的に減少します)

※2 未就学児分の均等割は5割軽減となります。

※3 18歳未満の方は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(高校生年代まで)となり、均等割額はかかりません。

表② 軽減基準

	令和8年度
7割軽減(改正なし)	43万円+10万円×A
5割軽減	43万円+31万円×B+10万円×A
2割軽減	43万円+57万円×B+10万円×A

A (給与所得者等の数-1)

※給与所得者等の数は、一定の給与所得者(給与収入55万円超)の人数と公的年金等の支給(65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は125万円(特別控除15万円を含む)超)を受ける人数の合計

B (被保険者+特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一世帯に属する方

所得が一定以下の世帯を対象とした軽減制度があります(申請不要)

国の法令改正に合わせ、軽減判定所得の基準を引き上げ、軽減される世帯の範囲が拡大されました。

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準(表②)以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。

所得が不明な方がいる場合は軽減の対象となりませんので、所得申告が必要な方は必ず申告してください。

表③

要件	①離職日が令和7年3月31日以後であること ②離職日において、65歳未満であること ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」(「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号)であること 【11・12・21・22・23・31・32・33・34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定
届け出に必要なもの	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
届出場所	国保年金課または本納支所

特例対象被保険者等の負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由で離職した方は、表③の「要件」全てに該当する場合、保険税が軽減されますので、必ず届け出をしてください。

※令和7年3月31日～令和8年3月30日の間に離職し、届け出をして令和7年度国民健康保険税の軽減を受けた方は、令和8年度分も自動的に軽減が適用されます。

産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます(令和6年1月～)

◆対象者

国民健康保険に加入していて、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方

※妊娠85日(4カ月)以上の出産に限る(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含む)。

◆対象期間

出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月相当分(4カ月分)

◆必要書類

母子手帳など親子関係を明らかにする書類、本人確認書類

※出産予定日の6カ月前から届け出ができます。



問合せ
国保年金課(2階)
TEL 201503 FAX 201600

65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、40歳以上の方が保険加入者となって保険料を納め、介護が必要となったときには費用の一部を支払ってサービスが利用できる制度です。介護保険料は、制度を適正に運営するため、必要なサービスや施設の種別・量などを推計した「介護保険事業計画」に基づき3年ごとに決定されます。

市では、収入状況や世帯内の市民税課税状況に応じて、保険料の段階を設定しています。なお、第1段階から第3段階までの保険料は、消費税率10%への引き上げによる財源をもとに軽減しています。

令和8年度 介護保険料

基準額：年額61,200円

段階	対象者			割合	保険料(年額)
第1	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	・生活保護の受給者または老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下	×0.285	17,400円
第2			120万円以下	×0.485	29,600円
第3			120万円超	×0.685	41,900円
第4		世帯に市民税課税者あり	82万6,500円以下	×0.9	55,000円
第5			82万6,500円超	×1	61,200円
第6	本人が市民税課税	前年の合計所得金額	120万円未満	×1.2	73,400円
第7			210万円未満	×1.3	79,500円
第8			320万円未満	×1.5	91,800円
第9			420万円未満	×1.7	104,000円
第10			520万円未満	×1.9	116,200円
第11			620万円未満	×2.1	128,500円
第12			720万円未満	×2.3	140,700円
第13			720万円以上	×2.4	146,800円

※令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により、介護保険料の段階が変わり得る65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様になるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り、住民税課税とみなす場合があります。

保険料の納め方は次のとおりです

◆年金からの天引き

保険料の年額を年6回に分けて、受給している年金から天引きします。

7月中旬に「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」を送付しますので、保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

◆その他、納付書等による納付

7月中旬に「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」を送付しますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、スマホ決済アプリ等で、各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座・納付方法により納期限に振り替えます。

保険料の減免制度

災害などにより著しい損害を受けたり、事業の休廃止などにより収入が著しく減少した等の場合は、保険料の納付猶予や、減免の制度があります。

問合せ 高齢者支援課（2階） ☎ (20)1572 FAX (20)1610

問合せ
国保年金課（2階）
☎ (20)1503 FAX (20)1600

◆年金からの天引き
決定通知書により確定した保険料額から、仮徴収額（4月、6月、8月の年金から納付した額）を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて、10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。

◆その他、納付書等による納付
なお、すでに納付した額が確定した保険料額を超過している場合、超過分は別途通知の上、還付します。

◆その他、納付書等による納付
納付書が同封されている方は、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、スマホ決済アプリ等で、各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座・納付方法により納期限に振り替えます。

◆年金からの天引き
決定通知書により確定した保険料額から、仮徴収額（4月、6月、8月の年金から納付した額）を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて、10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

回覧板に掲載する広告を募集します

市内の自治会で使用する回覧板（バインダー）に掲載する広告を募集します。

- ◆発行部数 3,000部（コートボール紙使用・市内全域に配布）
- ◆使用期間 約3年間
- ◆申込方法 電話にて
- ◆申込締切 7月31日金（申込順）
- ◆発行年月 令和8年10月（予定）
- ◆寸法および掲載料

1 枠（100mm×50mm）	82,500円
2 枠 縦（100mm×105mm）	165,000円
2 枠 横（205mm×50mm）	165,000円
4 枠（205mm×105mm）	300,000円
表紙1枠（100mm×50mm）	143,000円
表紙2枠（205mm×50mm）	286,000円

※掲載サイズ、位置等は、申込順に確保します。

※広告枠が全て埋まり次第、締切日以前でも募集を終了する場合があります。



申込み 有限会社サイシン広告（回覧板共同製作事業者） ☎0494(24)3995
 問合せ 生活課（2階） ☎(20)1505 FAX(20)1600

市民カレッジを受講しませんか

参加
無料

市では、生涯学習の充実を図るため、学びの場を提供する一環として「市民カレッジ」を実施しています。さまざまなテーマで講座を開催しますので、ぜひご参加ください。

テーマ	日時	会場	講師
交通安全について	7月21日☎ 14時～15時30分 (受付13時30分～)	市役所市民室	茂原警察署 交通課職員
茂原のくらしと 防災について	8月21日金 14時～15時30分 (受付13時30分～)		「防災意識向上プロジェクト」 語り部 近藤 恒史

- ◆募集定員 各回60人（申込順）
- ◆申込方法 窓口、電話、申込フォームにて



▲申込フォーム



申込み・問合せ 生涯学習課（9階） ☎(20)1559 FAX(20)1607

情報公開制度・個人情報保護制度 ～令和7年度実施状況～

◆情報公開制度の運用状況

市が保有する行政文書を市民の皆さんの請求に応じて開示することにより、市政に対する理解と信頼を深め、市政への参画とより開かれた市政の実現を目指し、情報公開制度が運用されています。

令和7年度は、172件の請求（うち申出37件）がありました。請求および決定状況は次のとおりです。

※申出：市外の方等が行政文書の開示を求めること

実施機関	請求状況（172件）		決定状況（172件）			
	請求	申出	開示	部分開示	不開示	取下げ
市長	135	36	83	86	2	－
固定資産評価審査委員会	0	1	0	1	－	－

◆会議の公開制度の運用状況

市が設置している審議会や協議会、委員会などの会議は、行政運営や政策立案の過程において、専門的知識や市民の意見を反映させる重要な役割を担っています。市では、市民の皆さんに市政に対する理解と信頼を深めていただくため、これらの会議を公開しています。

令和7年度は、76件の会議がありました。公開状況は次のとおりです。

開催件数	公開	一部非公開	非公開	傍聴者数計
76	50	7	19	6

◆個人情報保護制度の運用状況

市が保有する市民の個人情報の取り扱いに関して基本的なルールを定め、自分の情報を見たり、情報の誤りを正したりする権利を保障することにより、市民の権利利益を保護するため、個人情報保護制度が運用されています。

令和7年度は、32件の開示請求がありました。請求および決定状況は次のとおりです。

実施機関	請求状況（32件）			決定状況（32件）			
	開示請求	訂正請求	利用停止請求	開示	部分開示	不開示	取下げ
市長	27	－	－	13	14	－	－
議会事務局	5	－	－	－	5	－	－

問合せ 総務課（4階） ☎（20）1519 FAX（20）1602

「第12次茂原市交通安全計画（案）」のパブリックコメントを実施します

市では、交通安全のための施策を総合的かつ継続的に推進するため、「第12次茂原市交通安全計画」（令和8年度・令和12年度）を策定中です。

策定にあたり、「茂原市交通安全対策会議」において案を検討していますが、さらに広く市民の皆さんからご意見をいただき、計画の策定に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

◆閲覧場所

生活課、同課ウェブページ、市役所1階情報公開コーナー、本納支所

◆意見募集期間

7月2日（土）～31日（金）9時～16時30分（土日、祝日を除く）

◆意見の提出方法

生活課へ持参、郵送、FAX、メールにて

【提出先・問合せ】

生活課（2階）

〒297-8511

茂原市道表1番地

☎（20）1505 FAX（20）1600

✉ seikatu@city.mobara.chiba.jp

もばら検定ガス博士 第8回検定試験を開催します

茂原市認定市民活動団体もばら検定ガス博士実行委員会では、もばら検定ガス博士 第8回検定試験と講習会を開催します。市の特産品である天然ガスをメインテーマに、市の歴史、観光、自然からも出題されます。

「ガス博士」の称号獲得を目指して、検定に挑戦してみませんか？



検 定

試験区分	試験日時	対象	試験方法	受験料	会場
こどもガス博士	9月27日㊥ 17時～18時	小学生	筆記試験	1,000円	総合市民センター
ガス博士 修士号	9月27日㊥ 17時～18時30分	一般		2,000円（中学生・高校生1,000円）	
ガス博士 博士号	9月19日㊤ 13時～15時	修士号 合格者	課題論文 口頭試問	3,000円	茂原卸商業団地協同組合2階会議室

講習会 日 時 9月27日㊥10時～17時 会 場 総合市民センター

参加費 こどもガス博士1,000円／ガス博士修士号3,000円（中学生・高校生2,000円）

申 込 8月31日㊥までにもばら検定ガス博士のホームページから申し込み

NEW もばら検定ガス博士 🔍 検索



主 催 もばら検定ガス博士実行委員会（協賛：茂原市、茂原市教育委員会）

問合せ もばら検定ガス博士実行委員会 ☎ (24)3494



令和8年度

空き家セミナー

～今から考える空き家対策～

参加無料
(事前予約制)

テーマ

- 空き家にさせないために今できること、空き家になった今できること…(公社)全日本不動産協会千葉県支部
- 基礎から学ぶ相続対策 ～"相続"と"争族"のはなし～ …… 明治安田生命保険相互会社

◆日時 8月23日㊥13時30分～15時30分

◆会場 市役所1階101会議室

◆対象 市内に空き家を所有している方、相続する予定の方、今後空き家になりそうな方など

◆定員 30人（申込順）

◆申込 7月1日㊥8時30分～

窓口・電話・メール・申込フォームにて（事前予約制）

※申込状況等により、急遽中止・変更となる場合があります。



▲申込フォーム

申込み・問合せ 建築課（8階） ☎ (20)1588 FAX (20)1606

✉ kentiku@city.mobara.chiba.jp



世代を超えて笑顔の交流

世代間スポーツ交流会

豊岡小学校にて、地域の高齢者と児童が交流する「世代間スポーツ交流会」が開催されました。これは、核家族化が進み、高齢者と子どもが関わる機会が減少する中で、スポーツを通じて世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的とした交流会です。

3年生はポッチャ、4年生はグラウンドゴルフに挑戦し、ルールやコツを教わりながら、一緒にプレーを楽しみました。



▲しっかりと狙って、打ってみよう！



▲チーバくんと一緒にダンシング♪



園児とチーバくんの交流

チーバくんが鶴枝保育所にやってきた！

鶴枝保育所にて、千葉県のマスコットキャラクターである「チーバくん」を迎えた交流イベントが行われました。

園児たちは、チーバくんの登場に大喜び。元気いっぱい一緒にダンスを踊ったり、間違い探しやチーバくんに関するクイズに挑戦し、積極的に手を挙げて参加しました。チーバくんとの触れ合いは、園児たちにとって思い出に残るひとときとなりました。



海を越える学びの輪

茂原樟陽高等学校 国際交流

茂原樟陽高等学校に台湾の「国立虎尾高級農工職業学校」と「国立北港高級農工職業学校」の生徒が来校し、国際交流を行いました。

歓迎式では各校の学校紹介や記念品の交換、茂原樟陽高等学校の音楽部による演奏が披露され、生徒たちを盛大に迎えました。学校見学や台湾文化の学習、市内企業の見学など、国や言葉の違いを越えた交流は、お互いの理解を深める貴重な機会となりました。



▲みんなで「キュンです！」



▲みんなでお買い物をしたよ！



江戸時代から続く伝統市を学ぶ

茂原小学校3年生 校外学習

茂原小学校の3年生が、ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」の一環として、市内の昌平町商店街で行われている六斎市を訪れました。

六斎市の代表者である米倉さんから約400年の歴史を持つ伝統ある市について話を伺い、実際に買い物体験しました。参加した児童からは「家族とまた来たい」、「野菜や花などたくさん買えて嬉しかった」などの感想が寄せられました。

お知らせ

国民年金保険料の免除制度
をご存じですか？

国民年金保険料を未納のままにすると、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

国民年金保険料を納付することが困難な場合は、未納のままにせず、免除の手続きを行ってください。令和8年度分（7月～翌年6月）の受付開始日は7月1日㊦です。

審査は申請者本人の他、配偶者および世帯主の前年所得に基づき行われます。

申請日から2年1カ月前の月分まで免除申請ができますので、未納期間がある方は市役所または年金事務所へご相談ください。また、その後納付ができるようになった場合、10年以内であれば追納が可能です。詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

【申請・問合せ】

国保年金課（2階）

☎(20)1503 ☎(20)1600

千葉年金事務所

☎043(242)6320

軽度・中等度難聴児を対象に
補聴器購入費を助成します

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）に對して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します（修理費用は対象外）。

購入後の助成はできませんので、必ず購入前にご相談ください。

【申請・問合せ】

障害福祉課（2階）

☎(20)1666 ☎(20)1610

夏期茂原第2学童クラブ
指導員募集

夏休み期間中、保護者が仕事の時間帯に児童をあずかり、遊びや学習を通して健全な育成をサポートします。

勤務時間
7時30分～19時の内、5時間程度（月～土曜日の内、週3日程度のシフト勤務）

◆給与

時給1145円～1200円

※別途処遇改善手当有り
（勤務時間に応じて支給）

◆勤務地

時給1145円～1200円

※別途処遇改善手当有り

（勤務時間に応じて支給）

◆勤務地

夏期茂原第2学童クラブ
（茂原市高師625）

◆雇用期間

7月21日㊦～8月31日㊦

◆応募条件

70歳未満の方

※資格・経験は問いません

◆提出書類

履歴書、職務経歴書

◆提出期限

7月15日㊦

◆選考方法

書類選考（1次審査）、面接試験（2次審査）

【申込み・問合せ】

労働者協同組合ワーカーズ

コープ・センター事業団東

関東事業本部

☎043(306)7514

茂原市真名団地地区産業用
地整備支援事業について

市では、企業立地の一層の促進と競争力のある産業の集積を目的として、新たな産業用地の整備を進めています。

現在、入居者が全員退去した旧市営真名住宅での整備を予定しており、事業の実施に先立って「茂原市真名団地地区産業用地整備事業基本計画」を策定しました。

産業用地の整備にあたって

は、豊富な開発実績を有する民間開発事業者の資金および経営能力、技術力を活用し、造成から企業誘致に至るまでの実現可能な産業用地整備の企画、提案を幅広く募集します。また、「茂原市真名団地地区産業用地整備支援事業」として、公募の結果、決定した民間開発事業者が整備する、最終的に本市に帰属する道路、調整池等のインフラおよびそれらに付随する施設等の整備費に対し、「建設負担金方式」により支援を行っていきます。



☎(20)1528 ☎(20)1604

（6階）

夏の交通安全運動を
7月10日～19日に実施します

ヘルメット

命のお守り

忘れずに！

夏休みを迎えるこの時期は、行楽客等による交通量の増加や暑さによる集中力の低下などから、重大交通事故の発生が懸念されます。夏の交通安全運動は、①自転車のヘル

ムット着用促進と交通ルールの理解・遵守の徹底、②飲酒運転の根絶、③歩行者の安全を指して、④歩行者の安全確保と安全運転の励行、が運動の重点として実施されます。楽しい夏を過ごすためにも交通ルールとマナーを守りましょう。

☎生活課（2階）

☎(20)1505 ☎(20)1600

交通災害共済一般会員募集

万一の交通事故に備えて交通災害共済に加入しませんか。現在加入している方は、8月31日㊦で共済期間が終了となりますので、再加入の手続きを忘れずにしましょう。

◆対象 市内在住者

◆期間

9月1日㊦～令和9年8月31日㊦

◆会費

年額700円

◆申込み・問合せ

8月31日㊦までに生活課または本納支所へ申し込み

生活課（2階）

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

☎(20)1505 ☎(20)1600

シニア向けスマートフォン
教室を開催します

◆日時

① 8月7日(金)、② 8月21日(金)
14時～16時

◆会場

① 東郷福祉センター
② 市役所5階504会議室

◆内容

スマホの基本と防災
※スマートフォンは貸出機を
使用。(Android)

◆対象

市内在住のおおむね60歳以
上の方

◆定員

各回20人(申込順)

◆費用

無料

◆申込み・問合せ

総務課(4階)

7月15日(水)10時～電話にて
☎ 1519 ☎ 1602

水稲病害虫防除のお知らせ

市内の一部地域にて、7月
13日(土)～16日(火)に、早朝から
農業用ドローンによる水稲病
害虫防除を実施します。

なお、防除日は天候等によ
り延期することがあります。

問 農政課(6階)

☎ 1526 ☎ 1604

防衛省・自衛隊では自衛官
候補生等を募集します

◆募集種目

- ・ 2等陸・海・空士(任期制
自衛官)
- ・ 一般曹候補生
- ・ 幹部候補曹
- ・ 幹部候補生
- ・ 医科・歯科幹部
- ・ キャリア採用幹部
- ・ 技術曹
- ・ 航空学生
- ・ 防衛大学校学生
- ・ 防衛医科大学校医学科学生
- ・ 防衛医科大学校看護学科学生
- ・ 陸上自衛隊高等工科学校生徒
- ・ 自衛隊奨学生
- ・ 予備自衛官補

※各募集種目ごとに年齢・資
格等の要件あり

試験期日等、詳しくは自衛
隊千葉地方協力本部ホーム
ページをご覧ください。



▲ホームページ



▲X

問 自衛隊茂原地域事務所
☎ (25) 0452

令和9年度採用



長生郡市広域市町村圏組合職員を募集します



試験日

第1次試験(筆記)
9月20日(土)10時
※受付時間: 9時～9時30分

会場

長生郡市広域市町村圏組合管理棟
茂原市下永吉2101

申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、
事務局総務課へ簡易書留で郵送提出

受付期間

7月21日(土)～8月12日(水)
※8月12日(水)消印有効

申込書配布

①窓口

配布場所: 事務局総務課
茂原市下永吉2101 ☎ (23) 0107
消防本部総務課
茂原市茂原598 ☎ (22) 0119

配布期間: 7月14日(土)～8月12日(水)
平日の8時30分～17時

②郵送

封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、
返信用封筒(角形2号の封筒に郵便番号、住所、氏
名を明記し、140円分の切手を貼ったもの)を同封
の上、事務局総務課宛てに請求してください。

③ダウンロード

長生郡市広域市町村圏組合のウェブサイトにて

職種	採用予定人数	受験資格
技術職* (土木・電気・機械・化学)	3人程度	受験資格については、長生郡市広域市町村圏組合のウェブサイトから、試験案内 をご確認ください。 (https://choseikouiki.jp/recruit/)
消防職 I・II	若干名	



※技術職の資格、職務経験および教育課程における専攻は不問です。

問合せ ☎ 297-0035 茂原市下永吉2101
長生郡市広域市町村圏組合 事務局総務課 ☎ (23) 0107

納期のお知らせ

固定資産税・都市計画税 (第2期)

国民健康保険税 (第1期)

納期限は、7月31日金です。

※国民健康保険税の納税通知書は7月中旬発送予定です。

問合せ 収税課 (2階) ☎ (20)1578 ㊟ (20)1609

※お近くの金融機関やコンビニでの納付の他、地方税統一QRコード (eL-QR) を利用し、全国のeL-QRに対応した金融機関窓口、地方税お支払サイトおよびスマホ決済アプリでも納付できます。

詳しくは「地方税お支払サイト」

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>※地方税お支払サイトは令和8年9月にeLお支払サイトへ名称変更予定です。
※納め忘れのない便利な口座振替もぜひご利用ください。

介護保険の保険証を交付

満65歳になる方 (昭和36年7月2日～昭和36年8月1日生) は、第1号被保険者の資格取得となります。7月15日ごろまでに保険証 (被保険者証) を郵送します。

問合せ 高齢者支援課 (2階) ☎ (20)1572 ㊟ (20)1610

満75歳の誕生日から後期高齢者医療の対象に

満75歳になる方 (昭和26年8月1日～昭和26年9月1日生) は、現在加入の健康保険を脱退し、誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入することとなります。今月末までに資格確認書を郵送します。

問合せ 国保年金課 (2階) ☎ (20)1503 ㊟ (20)1600

相 談 日

■市民相談	開庁時間内 9時～16時30分／場所・問合せ＝生活課 (2階) ☎ (20)1505
■無料法律相談 (予約制・民事)	7月9日㊟・28日㊟ 13時～15時／場所＝5階504会議室／問合せ＝生活課 (2階) ☎ (20)1505
■交通事故相談 (予約制)	7月24日金 10時～15時／場所＝5階504会議室／問合せ＝生活課 (2階) ☎ (20)1505
■人権・行政相談	7月14日㊟ 13時～16時／場所＝市役所5階504会議室 7月23日㊟ 13時～16時／場所＝本納公民館2階第3会議室／問合せ＝生活課 (2階) ☎ (20)1505
■消費生活相談	月～金曜日 9時30分～16時 (12時～13時を除く)／場所・問合せ＝消費生活センター (生活課内) ☎ (20)1101
■心配ごと相談	第1・3・4・5水曜日 9時30分～11時30分／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会 ☎ (23)1969
■ボランティア相談	執務時間内／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会 ☎ (23)1969
■無料法律相談 (予約制)	司法書士相談 7月8日㊟ 9時30分～11時30分／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会 ☎ (23)1969 弁護士相談 7月23日㊟ 13時～16時／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会 ☎ (23)1969
■健康相談	毎週木曜日 13時～16時／場所・問合せ＝総合市民センター ☎ (24)9511
■シニアの健康・栄養相談	(要電話予約) 7月6日㊟、8月3日㊟ 9時～16時／対象＝75歳以上 ／場所・問合せ＝保健センター ☎ (25)1725
■歯科相談・栄養相談	(要電話予約) 7月6日㊟、8月3日㊟ 10時～16時／オンラインでの相談も行っています。 ／場所・問合せ＝保健センター ☎ (25)1725
■助産師相談	(要電話予約) 7月7日㊟ 9時10分～12時／オンラインでの相談も行っています。 ／場所・問合せ＝保健センター ☎ (25)1725
■6か月乳児相談	7月23日㊟ (令和8年1月生)／時間・内容が変則的です。対象の方には個別通知します。／場所・問合せ＝保健センター ☎ (25)1725
■1歳6か月児健康診査	7月14日㊟ (令和6年12月～令和7年1月生)／時間・内容が変則的です。対象の方には個別通知します。 ／場所＝保健センター／問合せ＝子育て支援課 こども家庭センター (8階) ☎ (20)1573
■3歳児健康診査	7月15日㊟ (令和5年1月生)／時間・内容が変則的です。対象の方には個別通知します。 ／場所＝保健センター／問合せ＝子育て支援課 こども家庭センター (8階) ☎ (20)1573
■こころの健康相談	(要予約) 7月21日㊟、8月24日㊟ 9時30分、10時45分、13時15分、14時30分 ／場所＝保健センター／問合せ＝健康管理課 (2階) ☎ (20)1574
■子育て相談 (予約制)	7月10日金・24日金／場所＝保健センター／問合せ＝子育て支援課 こども家庭センター (8階) ☎ (20)1573
■ことばの相談 (予約制)	7月10日金・17日金・24日金／場所＝保健センター／問合せ＝子育て支援課 こども家庭センター (8階) ☎ (20)1573
■家庭児童相談 DV相談	開庁時間内 9時～16時30分／内容＝子育て、児童虐待、DVなどに関する相談 ／場所・問合せ＝子育て支援課 こども家庭センター (8階) ☎ (20)1573
■家庭教育相談	毎週月・火・水・木曜日 9時～16時30分 (火曜日のみ9時～12時)／場所・問合せ＝生涯学習課 (9階) ☎ (20)1559
■少年相談	月～金曜日 9時～16時30分／場所・問合せ＝青少年指導センター ☎ (22)0080
■高齢者総合相談	場所・問合せ＝茂原市もばら地域包括支援センター ☎ (22)3007、茂原市みなみ地域包括支援センター ☎ (20)2626、茂原市ちゅうおう地域包括支援センター ☎ (26)7525、茂原市ほんのう地域包括支援センター ☎ (36)2123 ※本納地区高齢者相談会＝7月2日㊟／会場＝本納公民館1階相談室
■長生保健所 (※下線は予約制)	エイズ相談、HIV抗体検査、性感染症検査、肝炎ウイルス検査、骨髄バンクドナー登録受付、腸内細菌検査 (検便)、精神保健福祉相談、ひとり親家庭自立支援などを行っています。／場所・問合せ＝長生保健所 (長生健康福祉センター) ☎ (22)5167／DV相談 (来所相談は予約制) 専用電話 ☎ (22)5565／障害のある人への差別に関する相談 専用電話 ☎ (26)1510



予約フォーム

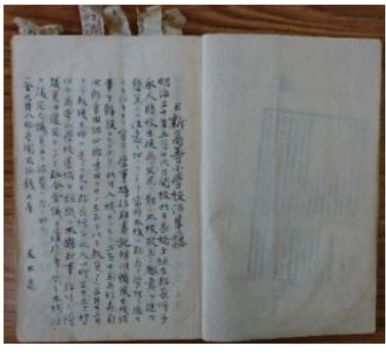


茂原市史編さん事業の活動

(近現代史調査 その二)

近現代部門では、二〇二三（令和五）年以降、茂原市内の各小学校所蔵の「沿革誌」の調査を進めてきました。「沿革誌」とは、学校の創立以来の歴史や教員の異動、児童生徒たちの動向、主な出来事などを継続的に記録したものです。

千葉県では一八七六（明治九）年の「学校沿革誌并二日記調整概則」により、学校の沿革や実績を半



▶日新高等学校沿革誌（茂原小学校所蔵）。前のページには雑誌記事が折りたんで挟み込まれ、修正すべき箇所には付箋が貼られている。

と、その材料とするため毎日の教員・生徒の様子などを「日記」に書き記すことが定められました。その後、記載項目は変容しつつも、各学校において現在にいたるまで書き継がれ保存されてきました。

明治期は行政・財政の事情もあって、学校の新設や統合、学区の変更が頻繁にありました。現存している古い「沿革誌」の多くは、そうした節目などに従前の記録を整理しまとめられたとみられます。

一八八七（明治二〇）年創立の日新高等学校（のち茂原小に統合）の「沿革誌」には、「教育報知」という当時よく読まれた教育雑誌の、一八九六（明治二九）年の「小学校沿革史編纂に就きて」という記事が挟み込まれていました。この記事は「学校沿革史編纂上の注意」が記されており、沿革誌に書くべきこととして「学校の名称及創立せる年月日」「諸儀式執行の形勢」「卒業生徒に関する事

項」「学齡児童の就学不就学の形勢」「修学旅行及運動会に関する記事」など二二項目を挙げています。そのうち「学校長の教育上に有する意見」について、実際には多くの学校で書かれておらず「実に遺憾」としています。

同校の「沿革誌」は、一八九七（明治三〇）年度までの分がまとめて書かれたようですが、この雑誌記事の影響でしょうか、とどころ、当時の校長の意見が書き込まれています。学校行事を実施した際にその目的や成果についての考えを書いているほか、経費不足や行政の不備に対する不満もありました。一八九八（明治三一）年一月に女子部校舎が焼失した際には、「是如何ナル凶日ゾヤ」と嘆き、学びの場を失った女子生徒たちが本校校舎に移ったことで教室が狭くなり、「教授上管理上トモ二具不便云フヘカラサルニ至レリ」と書いています。

当時、「沿革誌」は役所に提出しチェックを受けたようで、修正の付箋がつけられています。ほとんどは誤字や用語の指摘ですが、先の記述については感情的

な文面が「沿革誌ノ文面トシテハ如何力」と指摘され、削除が適当との付箋がついています。ただし現存している「沿革誌」は、付箋が貼られたまま書き直されることなく、一九〇八（明治四一）年三月の閉校まで書き継がれました。

近現代部門では現在、茂原の教育のあゆみを示す貴重な史料である「沿革誌」をより活用するため、調査報告書を編集中です。明治期の「沿革誌」は読みやすく翻刻し、近年にいたるまでの「沿革誌」についても、九名の調査執筆委員がそれぞれの研究分野や知識にもとづいて分析しています。年度内の報告書刊行を目指し、勉強会を開き意見交換を重ねながら、協力して取り組んでいます。

※「沿革史」と書かれる場合もあります。ここでは「沿革誌」と総称します。

茂原市史編さん委員会
調査執筆委員

多和田 真理子

問合せ

美術館・郷土資料館

☎(26)2131 FAX(26)2132

文芸コーナー

夕暮れの空

勝又 政芳

太陽が西の里山に隠れ
夕焼けが真赤に染まるころ
地球の裏側で
日の出に手を合わせる人も
いるだろう
やがて西の空に
一番星の金星が輝き
辺りは暗さが増してくる
南の里山の上にポカリと
黄色の光が浮かび
ゆっくりと向ってくる
何の光だろう・・・？
飛行機のヘッドライトだ！
頭上に近づき
赤青の灯火を異なる周期で
瞬き点滅して飛んでくる
高度が高く機体は小さく映り
軽い騒音を振り撒きながら
北の里山を超えて行った
頭上は次の灯火が瞬き点滅し
南端にヘッドライトが続く
三分程の間隔で通過して行く
羽田空港ヘラッシュアワーだ
日本へ東京へ
どこから来たのだろうか
多くの人の夢と希望を乗せて

- 偶数月は「短歌・俳句・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
- 投稿は楷書でお願いします。作品・氏名（ふりがな）・電話番号を明記してください。
- ※提出先 〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所シティプロモーション課
詩は随時募集しており、どなたでも応募可能です。たくさんのご応募お待ちしております。
「広報もばらの詩」と朱書きしてください。原稿は30行以内をお願いします。





聖地巡礼とは、小説やアニメ、映画、ドラマなどで、実際の舞台となった場所を巡る一つの観光スタイル。本市では、これまで数多くの撮影が行われ「ロケで話題のまち」として全国に本市の魅力を発信しています。

市内各地には、作品の舞台となった場所が点在し、近年はそのロケ地を巡る“聖地巡礼”に市内外から多くのファンが訪れています。

中でも数多くの撮影が行われているのが、榎町商店街。昭和の面影を残す景観は、作品の世界観を演出するのに適しており、これまでさまざまな作品の舞台となってきました。その、榎町商店街で昭和26年から茶葉などを販売する茶太閣白井を営み、現在、茂原榎町商店街振興組合理事長を務める白井宗一郎さんと、姉の孝子さん。長年にわたり商店街の移り変わりを見守り、商店街内で行われる撮影を間近で見る機会も多かったため、撮影時の様子や出演者にまつわるエピソードなど、貴重な裏話を数多く知っています。商店街に訪れたファンを見かけると、孝子さんは気さくに声をかけ、「どの作品を見て来てくれたのですか」と会話を交わしながら、撮

いきいき仲間たち

“聖地巡礼” によろこそ ファン感激のおもてなし

茶太閣白井

茂原榎町商店街振興組合理事長

白井 宗一郎さん

白井 孝子さん ご姉弟

影時の様子や現場での出来事を伝えるとファンは大感激。ファンにとっては、実際に撮影を見ていた人から直接話を聞ける貴重な機会であり、孝子さんからの話を楽しみに、再訪する人もいます。

また、白井さんご姉弟は、ロケ地の案内だけにとどまらず「せっかく茂原市まで来てくれたのだから」と、ロケ地だけでなく、茂原公園の桜や茂原七夕まつりなど市内のさまざまな魅力を紹介してくれています。

こうした活動を続ける原動力について白井さんは、「商店街をもっと賑やかにしたい。そして、茂原から巣立った人たちにもふるさと茂原を思い出してほしい」と語り、また、「茂原市がロケの街であることをもっと多くの人に知ってもらいたい。そしてロケをきっかけに街全体が盛り上がりしてほしい」とその思いを伝えてくれました。

「ロケで話題のまち もばら」。その魅力を伝え続ける白井さんご姉弟の存在は、訪れる人と地域をつなぐ架け橋となっています。そして作品の舞台を巡る楽しさだけでなく、二人のおもてなしの心による「人との温かな交流」こそが、茂原市ならではの大きな魅力となっているのではないのでしょうか。

防災・防犯に関する情報をメールで配信

**もばら安全・安心メールを
ご利用ください**

登録

右のQRコードを読み取るか、下記メールアドレスに空メールを送信後、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

touroku.mobara-city@raidan2.ktaiwork.jp



※高齢者等を対象に、防災情報を自宅の電話・FAXに配信するサービスも行っています。

問合せ 防災対策課(4階) ☎(36)7580 FAX(20)1602

今月の日曜開庁	7月19日⑨ 9時～16時30分
市民課(2階)	☎(20)1502
市民税課(2階)	☎(20)1577
収税課(2階)	☎(20)1578
本納支所	☎(34)2111
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日 19時まで
市民課(2階)	☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

日曜・休日当番医	診療時間 9時～17時	
	《内科系》	《外科系》
7月5日⑨	鶴澤医院 ☎(34)2008	穴倉病院 ☎(24)2171
7月12日⑨	清水三郎医院 ☎(25)0776	菅原病院 ☎(25)1171

※都合により、変更する場合があります。救急患者が優先となります。消防本部中央消防署 ☎(24)0119、FAX(25)8448へお問い合わせください。

防災行政無線が再確認できます

しみんは 119

☎0120(438)119

(通話無料)

【人口と世帯数】 令和8年6月1日現在

- 総人口 84,617人
- 世帯数 42,419世帯
- 男 41,888人
- 女 42,729人

【5月中の動き】

- 転入 245人
- 転出 227人
- 出生 33人
- 死亡 95人